

3農産第945号  
令和3年9月8日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 御担当各位

農林水産省農産局技術普及課長

令和3年秋の農作業安全確認運動期間における周知活動について（依頼）  
（乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底）

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生しており、要因別にみると、乗用型トラクター等における機械からの転落・転倒が最多となっていることから、これらの事故への対策は喫緊の課題となっています。

このため、先般お示しした「令和3年秋の農作業安全確認運動の実施について（令和3年8月16日付け3農産第599号－1農産局長通知）」においては、重点推進テーマに基づく推進活動として、事故の発生データから得られた新たな知見を、農業機械の販売や現場での農業指導等の場面において農業者に伝達することを通じて、シートベルトの着用徹底を集中的に働きかけることとしております。

周知活動にあたっては、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう、関係機関が一丸となって実施することが効果的であることから、貴会におかれては、下記を参考の上、実施に御協力いただくとともに、貴会会員各位に対し協力を要請していただくようお願い申し上げます。

なお、シートベルトの着用徹底を促す啓発資料については、実施期間中、計4回程度の情報提供を予定しております。

記

別紙のとおり

(別紙)

令和3年秋の農作業安全確認運動期間における周知活動について  
(乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底)

(1) 実施期間

令和3年秋の農作業安全確認運動期間(9月～10月)

(2) 実施回数

計4回(2週間に1回程度)を目途に各々の実情に応じて実施

(3) 周知内容

シートベルト着用の徹底を促す以下のような内容を想定(別添参照)

- ・ 公道での交通事故による死亡者数等の実態
- ・ シートベルト非着用時の事故事例 等

なお、別添のチラシのようなシートベルトの着用徹底を促す啓発資料については、実施期間中計4回程度の情報提供を予定しており、第2弾以降についての新しい情報は随時お届けいたします。

(4) 周知方法

- ① 農業者への戸別訪問や会議・イベント等でチラシを配布
- ② 農業者への定期連絡等と併せたFAXなどによる情報提供
- ③ SNS、広報誌等様々な媒体を活用した情報提供 等

(行政、生産者団体、農業機械メーカー等の関係機関が一丸となって、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう周知)